

共同実施事業における執行段階での確認について

「局長決定レベルの案件」「部長決定レベルの案件」について

内 容	区 分
・請負、委託 1 契約当たりの予定価格 3 億 5 千万円以上 ・物件の買入れ、売払い、借入れ、貸付け 1 契約当たりの予定価格 6 千万円以上	局長決定 レベルの案件
・請負、委託 1 契約当たりの予定価格 3 億 5 千万円未満 ・物件の買入れ、売払い、借入れ、貸付け 1 契約当たりの予定価格 6 千万円未満	部長決定 レベルの案件

【参考①】 東京都事案決定規程

内 容	区 分
・請負又は委託による事業に関すること 予定価格が3 億 5 千万円以上の請負又は委託により行う工事、船舶の製造、修繕、通信及び運搬に係る役務の提供に関すること。 ・物件の買入れ等に関すること 予定価格が6 千万円以上の物件の買入れ、売払い、借入れ及び貸付けに関すること。	局長決定
・請負又は委託による事業に関すること 予定価格が8 百万円以上 3 億5千万円未満の請負又は委託により行う工事、船舶の製造、修繕、通信及び運搬に係る役務の提供に関すること。 ・物件の買入れ等に関すること 予定価格が3 百万円以上 6 千万円未満の物件の買入れ、売払い、借入れ及び貸付けに関すること。	部長決定
・請負又は委託による事業に関すること 予定価格が8 百万円未満の請負、委託又は役務の提供に関すること。 ・物件の買入れ等に関すること 予定価格が3 百万円未満の物件の買入れ、売払い、借入れ及び貸付けに関すること。	課長決定

【参考②(知事部局の例)】 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

・議会の議決に付すべき契約 予定価格 9 億円以上の工事又は製造の請負とする。 ・議会の議決に付すべき財産の取得又は処分 予定価格 2 億円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1 件 2 万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。
